

赤穂市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月15日

赤穂市長　牟　禮　正　稔

赤穂市規則第1号

赤穂市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂市福祉医療費助成条例施行規則（昭和48年赤穂市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（様式第1号）、（様式第1号の2）、（様式第1号の3）、（様式第1号の4）又は（様式第1号の5）に次の各号に定める」を「（様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3、様式第1号の4又は様式第1号の5）に次に掲げる」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であることを証する書類

付 則

この規則は、公布の日から施行する。